

手続きチェックシート 転居

白河市内で引越しされた方へ

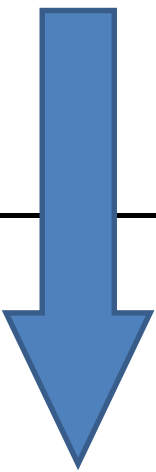
忘れずにお持ちください

転居届

住み始めた日から **14 日以内**に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」



関連する手続きをご確認ください

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・後期高齢者医療被保険者
- ・社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

- 1.代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2.手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
- 3.番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

庁 舎 マークのあるものは、
庁舎でも受付しています。

転居に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード		市民課 庁 舎
	申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方で交付通知書をお持ちの方	①交付時新住所追記	※受付窓口でご相談ください		
		②新住所でカード再申請(無料)			
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない 方で交付通知書をお持ちでない方	※窓口にてご相談ください			
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります			
国保 年金	国民健康保険に加入している方	資格確認書または資格情報のお知らせの住所変更	旧住所の資格確認書、資格情 報のお知らせ		国保年金課 庁 舎
	→70 歳から 74 歳までの方	高齢受給者証の住所変更	旧住所の高齢受給者証		
	→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の住所変更	旧住所の限度額適用認定証、限度額 適用・標準負担額減額認定証、特定 疾病療養受療証など		
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付	旧住所の後期高齢者医療保険証		
	→各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付	・旧住所の限度額適用・標準負担額 減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など		
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	※住民票コードが「未収録」の方は 窓口でご相談ください		

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口
高齢 障がい	介護保険証、負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方 (65 歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証、負担割合証、負担限度額認定証の住所変更	介護保険証、負担割合証、負担限度額認定証		高齢福祉課 庁 舎
	障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーがわかるもの		社会福祉課 庁 舎
	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方	受給者証の住所変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・マイナンバーがわかるもの		
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	受給者証の住所変更	・自立支援受給者証 ・マイナンバーがわかるもの		
	特別児童扶養手当を受給している方	住所変更	・マイナンバーがわかるもの		
	特別障害者手当を受給している方	特別障害者手当の住所変更	・マイナンバーがわかるもの		
こども	小学生・中学生のお子さんがいて、通学区域が変わる方	転校手続き各種相談	・受付窓口でご相談ください (小中新 1 年生のお子様がいる方は入学通知書)		学校教育課 庁 舎
	児童クラブを利用されていた（利用される）方	退会手続き（新規入会手続き）	退会届（入会申込書及び就労証明書等		教育総務課 庁 舎
	児童手当を受給している方 (0 歳～18 歳)	※手続きは必要ありません	子どもの健康保険証 (子どもと別居しているとき) ※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください		こども支援課 庁 舎
	児童手当を受給していて、住所が児童と異なる方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要			
	こども医療費受給資格者証をお持ちの方 (0 歳～18 歳)	子ども医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療費受給者証 ※同意書や認印が必要な場合があります		
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当証書の住所変更 ※変更届の提出が必要	賃貸住宅の場合は、その契約書の写し		
		ひとり親家庭医療費受給資格者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	ひとり親家庭医療費受給資格者証 ※賃貸住宅の場合は、その契約書の写し		
税・料金 その他	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	お電話またはインターネットで手続きできます https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=21		白河市水道お客様センター 0248-27-3221
	税や料等の納付について相談される方	納付相談			税務課
	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票		環境共生課 庁 舎
	霊園の名義人の方	名義変更	※受付窓口でご相談ください		建築住宅課 庁 舎
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談	※受付窓口でご相談ください		
		市営住宅の同居手続き			

白河市役所

〒961-8602 福島県白河市八幡小路 7 番地 1

※健康保険の内容が分かるもの・・・資格確認書、資格情報のお知らせ、又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写し

開庁時間 8：30～17：15

庁舎・行政センターでは受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。